

郵便申請に関する注意事項

旅券を郵便申請にて行う場合は、一般旅券発給申請書が郵送により在大韓民国日本国大使館に届いた時点で発給申請（仮受付）となり、申請者が在大韓民国日本国大使館又は領事出張サービス会場（以降、大使館等という）に出頭し、本人確認が済んだ時点で初めて申請受理となります。

大使館等へ出頭する日（以降、出頭予定日という）については、事前アポイント制となっておりますので、旅券名義人ご本人様のご都合を十分考慮の上、確実に大使館等に出頭できる日にして下さい。出頭予定日にお越しにならない場合には、当該申請は自ら取下げ（辞退）したものとして処理いたします。

また、出頭予定日の時点で、現在お持ちの旅券の有効期限が過ぎている場合は、戸籍謄本が必要となりますので、ご注意願います。

本注意事項の趣旨をご理解の上、下記「出頭予定日申告書」及び別添「同意書」に署名の上、申請書を送付する際に同封願います。（申請者1名につき1枚）

-----<キリトリ線>-----

在大韓民国日本国大使館
担当領事 殿

出頭予定日申告書

（旅券名義人氏名）

私、 _____ は、令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

（いずれかを○で囲んで下さい。領事出張サービスの場合は、開催場所を記載して下さい）
に、 在大韓民国日本国大使館 / 領事出張サービス に出頭することを申告いたします。

西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日

（旅券名義人氏名）

署名 _____

（申請者が未成年の場合）

法定代理人署名 _____

※書類は郵便到着日数を考えて、出頭予定日の二週間前までには届くように送ってください。